

分野別の教育課程編成上の参照基準について (基本的な考え方)

1. はじめに

2008年12月に出された、文部科学省・中央教育審議会の答申「学士課程教育の構築に向けて」では、学士課程教育の構築という方向が打ち出された。同答申では、「学士力」という考え方の提示をはじめ、大学教育の在り方に関する各種の提言が行われた。

「学士力」は、各専攻分野を通じて培う、学士課程共通の学習成果に関する参考指針として提示されたものであるが、同答申では、これに加えて、分野別の質保証も重要であるとして、「将来的な分野別評価の実施を視野に入れて、大学間の連携、学協会を含む大学団体等を積極的に支援し、日本学術会議との連携を図りつつ、分野別の質保証の枠組みづくりを促進する。」という方針が打ち出された。そして、当時の中央教育審議会での審議の課程を踏まえ、2008年5月には、文部科学省高等教育局長から、日本学術会議会長に対して、「大学教育の分野別質保証の在り方」に関して審議を行うよう依頼がなされた。

人文・社会科学と自然科学の全分野を包摂し、日本の科学者コミュニティを代表する立場にある日本学術会議は、こうした文部科学省・中央教育審議会の認識を受け止めて、この問題に関して相応の役割を果たすべく、依頼を受けて審議を行うこととした。

2. 学士課程教育の課題

中央教育審議会の答申は、現状の学士課程教育に関して、以下のように様々な課題の存在を指摘している。

- ・学部・学科等の縦割りの教学経営が、学生本位の教育活動の展開を妨げていること
- ・専門教育については大学院の役割が大きくなっており、学士課程教育では、専門分野を学ぶための基礎教育や、学問分野の別を越えた普遍的・基礎的な能力の育成が強調されていること
- ・大学設置基準の大綱化以降、個々の教員には、研究活動や専門教育を重視する一方、基礎教育や共通教育を軽んじる傾向も否めないこと
- ・教育課程について、個々の教員の意向が優先され、学生の視点に立った学習の系統性や順次性などが配慮されていないこと
- ・単位制度の実質化（学習の実質化）の観点から、授業科目が細分化されている状況等を見直すべきこと

総じて、従来の学士課程教育は、今後、その在り方を大きく改善変化していくべきとの立場であると解される。

また、同答申では、各大学の教育の理念や建学の精神の重要性を指摘し、教育課程の編成に関して、学問の知識の体系性だけでなく、大学の教育・研究上の目的に即して、学生がいかに学習成果を獲得できるかという観点に立つことが大切であるとしている。

3. 教育課程編成上の参照基準

(1) 学術会議が果たすべき役割

大学教育の分野別の質保証について考える場合も、上記のような観点に十分に留意することが必要である。その上で、学生一人一人が、混沌とした現代の世界を生き抜いて、目指すべき21世紀の社会を創り上げていくことができるよう、そのための一つの重要な土台としての役割を果たし得る「学士課程教育の構築」がなされなければならないと考える。

このために学術会議として具体的にどのような役割を果たすことができるのか。様々な可能性を検討したが、最終的には、各大学が分野別の教育課程を編成する際の、基本的な「参照基準」となるものを策定することが適当であるとの判断に至った。

中央教育審議会の答申において、学術会議に対する期待が以下のように述べられている。
「・・このような大学団体等の役割に期待しつつ、その取組みを促進し、かつ共通理解に立った対応がなされるよう、本年5月、文部科学省において、日本学術会議に対し、大学教育の分野別質保証の在り方について審議依頼を行っている。これにより、今後、各分野の学位水準の向上など質保証の枠組みづくりに向けた取組みが積極的に進むことを求めたい。その審議に当たっては、大学の個性化・特色化に伴う教育の多様性の確保に配慮するとともに、学位に付記する専攻名称の在り方なども含めて、分野の捉え方にも検討が加えられることを期待したい。」

分野別質保証については、様々な観点があり、同答申の「用語解説」においても、近年内外で提唱されている考え方や手法が多数紹介されている。

しかし、最も基本となるべきことは、提供される教育課程が、「学士」の知識・能力獲得に必要な適切な体系性と構造を備えているかという点であり、このために、各大学が教育課程を編成する際の拠り所となる参照基準を策定することは、日本学術会議ならでは果たし得る役割であると考えられる。

(2) 参照基準作成に関する留意点

ただし、参照基準の策定に当たっては、上記答申の文面でも述べられている通り、大学教育の多様性の確保に配慮することが必要であることは言うまでもない。

特に、各「分野」の教育で達成すべき目標や、具体的に開設すべき授業科目などを過剰に規定するようなことは、2. で記した答申中の数々の指摘事項とも矛盾することになりかねない。

そもそも、日本の大学は、国公私立という異なる設置形態の下にそれぞれ相当数が存在しており、かつ、たとえ同じ設置形態の下であっても、大学とそこで学ぶ学生には、大きな多様性（肯

定的な意味においてばかりではなく)が認められる。このことについて、すべての学生の就学を尊重するという姿勢を堅持しつつ、しかししっかりと直視しなければならない。

加えて、日本の学士課程教育は、その殆どが、専門教育と一般・教養教育とが柔軟に複合した形態で構築されるものであるため、この点からもその多様性は大きい。

また、目指すべき21世紀の社会を創り上げていくことについて述べたが、しかし、価値観が多様化し、流動的で混沌とした現在の世界において、一つの「目指すべき社会」が同定されている、あるいは同定し得るわけでは決してない。それは、学生一人一人が自ら考えて創り上げていくべきものであり、各大学の努力も、あくまでそのための一つの舞台を提供するということに留まる。

このように考えると、学術会議が策定する参照基準の目的は、個別の専門分野に関わる学士課程教育において、その不可欠の核となるべき、容易に陳腐化することのない、最も「本質的な意義」(学ぶことの本質的な意義)のみを同定し共有するという点に求められるべきであり、それに具体的な教育課程の編成上どのように肉付けを行うかは、基本的に各大学の創意工夫に委ねられるべきものとする。

ここで「本質的な意義」というのは、当該分野に関わるすべての教育課程が共有すべき「基本」であり、「核心」であり、「出発点」であるようなものである。すなわち、〇〇学に固有な「世界の認識の仕方」、及び、〇〇学を学ぶことを通して(あるいは〇〇学の世界認識の仕方を学ぶ者として)身に付けるべき「世界への関与の仕方」についての哲学とも言うべきものである。

これは、当該分野に関わる教育課程を編成するに当たり、個々の学生の最終的な学習の成果に関して、体系性と整合性が確保される基盤を与えることで、学習者に「学士力」を保証する、そうした基本理念と言い得るものである。

※ 複合的な性格を有する分野や、典型的な学びのパターンが「展開型」となっているような分野であっても、分野において共有される「世界の認識の仕方」並びに「世界への関与の仕方」は存在するはずであり、教育課程編成に関する基本理念を明らかにすることは可能であると考える。

※ 何が「本質的な意義」であるのかに関して、同一の分野内でも様々な考え方が存在するものとするが、今回、「参照基準」を策定するに当たっては、可能な限り、分野全体で共有し得る一つの考え方に到達する努力が重要であるとする。各分野での検討に対しては、細かなレベルでの見解の相違を克服して、高次のレベルにおける「本質的な意義」の同定に至ることを要望する。

4. 参照基準の具体的な内容

(1) すべての学生が身に付けるべき基本的な素養

具体的な参照基準の記載の仕方としては、各専門分野の哲学・教育上の理念を言語化した上で、

そのことが個々人において実現され得る姿を念頭に、「学士課程で」当該分野を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき、「基本的な素養」を、当該分野を学ぶことの意義として同定するものとする。

その際「基本的な素養」は、単なる学問上の「知識」や「理解」としてではなく、例えば、実際の職業生活や市民生活において発揮され得る「力」として記述されるなど、人が生きていく上で重要な意味を持つものを、学びを通して身に付けていくという観点に立って同定されることが重要である。

※ 「力」と言うのは一つの例示であって、価値や倫理、あるいは、世界認識を支える知的な座標軸など、様々な面について十分な検討が行われることが望まれる。

学生が身に付けるべき「基本的な素養」は、狭い専門性、あるいは狭義の「専門教育」の枠の中のみで得られるものに限定されるべきではない。「〇〇学を学ぶこと」を、教養教育・共通教育等も含めた、豊かな広がりをもつものとして想定しておくことは、非常に重要なことであると考えられる。

※ 「力」を考える上で、職業生活との関わりという面は非常に重要である。しかし、何らかの「外部のニーズ」を、個別具体的な「スキル」として直接的に転写するような形で同定するようなアプローチについては、一定の距離を取ることが重要であると考えられる。

一つには、実際の職業生活において必要とされるニーズへの対応は、同じ専門分野であっても、大学によって少なからぬ違いがあることが予想されること。具体的なニーズの同定は、個々の大学の選択に委ねることが現実的であると考えられ、参照基準では、普遍的な見地から検討を行うことが望まれる。

また一つには、「職業人」を一個の自律的な人間として位置付けることが重要であると考えられること。職業人は、所属する会社や業界にだけでなく、社会に対しても責任を負うべき存在であり、また、長い人生の間に、所属する会社（あるいは就く職業）を変えていく可能性は、誰にでも存在している。職業生活との関わりで「力」を検討するに当たっては、こうした面からも十分な考慮が行われるべきである。

※ 「基本的な素養」は、すべての学生が共通して身に付けることが望まれるものではあり、各大学が、それぞれの理念・状況に即して、柔軟に展開できるものとして同定されることが適当である。これを構成する具体的な内容に関する記述が複数項目にわたることは当然としても、できるだけ項目数を厳選し、また、それぞれの項目は、普遍性を備えた、一定の幅のある概念として、記述されることが望ましい。

※ 学士課程で学業を終了して就業等する学生と、大学院に進学して学業を継続する学生とがそれぞれ存在し、一部の分野・一部の大学においては、後者の方が多数を占める場合もある。

しかし、ここでは、学士課程教育を、単に大学院に進学するための学問的な準備段階としてのみ位置付けるという立場は取らない。もとより、各大学において、学士課程と大学院の課程とが円滑に接続し、全体として相乗的に学習効果を高める教育課程を編成することを否定しないが、核となる考え方として、学士課程教育は、それ自体独自の教育課程として、人が生きて

いく上で重要な意味を持つものを身に付ける場であるということ（そして、大学院も、それ自体独自の教育課程として、広く他大学・他分野の出身者や社会人を含む多様な学生を受け入れることが期待されること）が把持されるべきであり、今回作成する参照基準も、そのような考え方に沿って作成されるべきである。

（２）学習内容や学習領域の例示

「基本的な素養」を身に付けるために重要であると考えられる学習内容や学習領域を、具体的に「例示」することは有益であり、奨励される。

ただしその内容は、すべての教育課程において共有することが望まれる、当該分野を構成する基本的な柱となるような内容・領域を示すに留め、それをどこまで深めるのか、どこまで先に進むのか、どこまで横に広げるのか等について、各大学の自主性・自律性が十分に尊重され得るものであることが必要である。

同時に「例示」は、できるだけ、それを参照する者が、その適切な理解の下に、それぞれの大学の理念・状況等に応じて独自の教育プログラムを編成することに資するような形で記述されることが重要であり、具体的な授業科目を直接提示することは避けるべきである。

5. 終わりに

以上に記したことを基本としつつ、各分野で審議が行われる際は、それぞれの特性も十分に踏まえて、適切な参照基準が策定されるよう、さらに議論を深めてもらいたい。

（なお、学位に付記する専攻分野の名称の在り方については、今後、中央教育審議会とも連携しつつ、改めて検討を行う予定である。）

